

## 令和3年度総代会資料正誤表

下記のとおり、総代会資料に誤りがありましたのでお詫び申し上げますと共に、ご訂正願います。

頁	訂正箇所	正	誤
91	具体的取り組み事項 (見出し)	令和2年度取組結果	令和元年度取組結果
92	別紙1 変更理由書 (全面差し替え)	<p>共済規程に定める「地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置」(以下「特別措置」という。)は、地震の罹災者には共済契約に係る手続を行うことが困難なことから、共済契約に係る権利義務の行使に猶予期間を設けるなどの措置を講じているものである。</p> <p>しかしながら、近年、地震以外の特定非常災害に指定※1される豪雨や台風が多発しており、また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令※2により、特別措置と同様の措置を講じる必要が生じている。</p> <p>従来、このような地震以外の災害等の発生時には、行政庁からの要請に基づき、特別措置と同等の対応を行っていたところであるが、今後、地震以外の災害や新型コロナウイルス感染症等の多様化する災害等の発生時において、特別措置が講じられるようにするため、所要の変更を行う。</p> <p>※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき政令で特定非常災害に指定された災害</p> <p>※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言</p>	<p>地震にかかる共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期にかかる特別措置について、地震のほか政令で特定非常災害に指定された災害または新型インフルエンザ等の流行によって共済契約者等が手続を行うことが困難になった場合にも実施していることに鑑み、全国共済連が定めた地震等が発生した場合に実施できるように、共済規程を変更する。</p>

## 令和3年度総代会資料追加情報

財務3指標が確定致しましたのでご報告申し上げます。

頁	内容	追加情報
91	具体的取り組み事項 ③徹底した経営管理 による財務3指標達成 の実現	事業管理比率 93.6% 労働分配率 65.3% 労働生産性 9,141千円